

あなたが利用した

緊急小口資金等特例貸付の 償還(返済)が始まります

●令和6年(2024年)1月から、次の資金の償還(返済)が始まります。

資金の種類	償還(返済)開始
令和4年(2022年)4月1日以降に申請した 緊急小口資金 総合支援資金(初回貸付)	令和6年(2024年)1月
総合支援資金(延長貸付)※	
総合支援資金(再貸付)	令和7年(2025年)1月

※初回貸付の借入期間を延長する(続けて利用する)貸付のことです。令和2年7月から令和3年6月まで受付けていました。

★令和4年(2022年)3月31日までに申請した緊急小口資金と総合支援資金(初回貸付)は、すでに償還(返済)が始まっています

住民税非課税であることによる償還免除について、もう一度確認してください

対象となる年度に、借受人と世帯主が両方とも「住民税均等割・所得割どちらも非課税(住民税を支払う必要がない)」であった場合、全部または一部、償還免除(返さなくて良い)となる可能性があります。

詳しくは、ホームページで確認してください。

●同封されている書類

- 1 償還開始のお知らせ
- 2 預金口座振替依頼書
- 3 住民税非課税以外の償還免除申請書
- 4 返信用封筒(青色)

●この案内に記載されていること

- 1 「償還開始のお知らせ」について…………… 2ページ
- 2 償還(返済)方法について…………… 2ページ
- 3 住民税非課税以外の償還免除について…………… 3ページ
- 4 償還(返済)…………… 4ページ
- 5 にほんごがわからないひとへ…………… 4ページ

1 「償還開始のお知らせ」について

【令和5年●月●日時点】			
資金の種類	総合支援資金(延長貸付)(SX)	貸付コード	777777
借受人氏名	東社協 太郎		
貸付金額	450,000 円		
償還済額	0 円	償還残額	450,000 円
据置期間	2 (至) 令和5年12月31日		
償還期間	10年00ヶ月	(自) 令和6年1月1日	(至) 令和15年12月31日
償還金額	第1回目以降	3,750 円	合計120回
償還回数	最終回	3,750 円	※月賦払い
振替口座	〇〇銀行 111***	△△支店 トウチキヨウ 支	普通預金 4

- 1 今回償還(返済)が始まる資金の名前です
- 2 (自)は償還(返済)期間が始まる年月日、(至)は償還期限の年月日です。この期間内に償還(返済)が終わらなかったときは、残っている元金に対して延滞利子が発生します。
- 3 毎月の返済額です。貸付金額によって、最終回だけ金額が異なる場合があります
- 4 引き落とし口座を登録していただいている場合、ここに金融機関の情報が入ります。
 - ・別の口座に変更したい..... 2へ
 - ・新しく口座を登録したい..... 2へ

2 償還(返済)方法について

金融機関から引き落としで償還(返済)したいとき

引き落とし口座を、①②どちらかの方法で届け出てください。届け出いただいた時期により、引き落としの開始月は異なります。引き落としが始まるまでは払込取扱票を送ります。

① WEBで引き落とし口座を登録する

以下のURLまたは右のQRコードから専用サイトに入り、口座を登録することができます

https://tcsweb.gsb.net/top_new/



② 預金口座振替依頼書を送る

2 預金口座振替依頼書に必要事項を記入して、返信用封筒で送ってください

主な注意事項	■口座情報がわかる通帳やキャッシュカードのコピーを同封してください
	■ゆうちょ銀行以外の金融機関 または ゆうちょ銀行 どちらか一つを記入してください
	■印鑑ははっきりと押してください
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">[OK] </div> <div style="text-align: center;">[NG 斜め] </div> <div style="text-align: center;">[NG かすれ] </div> <div style="text-align: center;">[NG にじみ] </div> </div>
■銀行のお届け印がわからないときは、必ず銀行で確認してください	

引き落とし以外の償還(返済)方法

令和6年1月から、コンビニからお支払いいただく払込取扱票が届きます。1月以降は、毎月翌月の分を前月に送ります。払込取扱票を紛失された場合の再発行は、ゆうちょ銀行からお支払いいただく払込取扱票となります。

3 住民税非課税以外の償還免除について

償還(返済)中に、**あなた(借りた人)**が次のいずれかの状態になったときに、「償還免除(返す必要がなくなる)」になる可能性があります。

	要件		免除額の対象範囲
1	生活保護を受給した場合		残額全て
2	精神保健福祉手帳(1級)が交付された場合		
3	身体障害者手帳(1級または2級)が交付された場合		
4	①②両方当てはまる場合	① 少額返済などの相談をし、返しているものの、償還できていない金額が12か月分以上※に増加している ② 住民税均等割のみ課税である(所得割が非課税)	償還開始以降、滞納している金額

※ ①の③「償還金額」に書かれた月額×12 のことです。(例)償還金額：3,750円×12=45,000円

償還免除の申請方法

償還(返済)が始まる2か月前から、申請を受け付けています。①の②で確認してください。

③ 住民税非課税以外の償還免除申請書に、必要な書類をつけて、返信用封筒で申請してください。

※償還免除の決定は、償還開始以降になります

	必要な書類
1	生活保護受給決定通知 または 生活保護受給証明書(原本)
2	精神保健福祉手帳のコピー ※お名前、生年月日の他、有効期限がわかる箇所
3	身体障害者手帳のコピー
4	① 世帯全員の住民票 ※世帯全員が載っていて、3か月以内に発行したもの ② 最新の課税証明書または非課税証明書 ※住民税所得割が非課税であることが確認できるもの

4 償還（返済）

償還が難しいときは、特例貸付事務センターにご相談ください。生活の状況などをお聞きして、償還猶予(返すことを待ってもらう)や、償還月額を減らす、などの方法をご案内できることがあります。

償還猶予の要件

- ①地震や火災などに被災した場合
- ②病気療養中の場合
- ③失業または離職中の場合
- ④奨学金や事業者向けのローン(住宅ローンを除く)など、他の借入金の償還(返済)猶予を受けている場合
- ⑤自立相談支援機関に相談が行われた結果、当該機関において、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見が提出された場合
- ⑥都道府県社会福祉協議会会長が①～⑤と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合

5 にほんごがわからないひとへ

1 お金を返すことが始まります

東京都社会福祉協議会から「新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付」などでお金を借りた人は、お金を返すことが始まります。

2 お金を返すことがむずかしい人やわからないことがある人

東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センターに電話をしてください。
日本語・英語・中国語・韓国語・ネパール語・タガログ語・ベトナム語・ミャンマー語で話すことができます。

問い合わせ先

〒119-0213 東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/coronatokurei.html>

【受付時間】平日9：30～17：30 【電話番号】050-3668-5012

※対応外国語：英語・中国語・韓国語・ネパール語・タガログ語・ベトナム語・ミャンマー語

